



御挨拶

輪島市長 梶 文秋



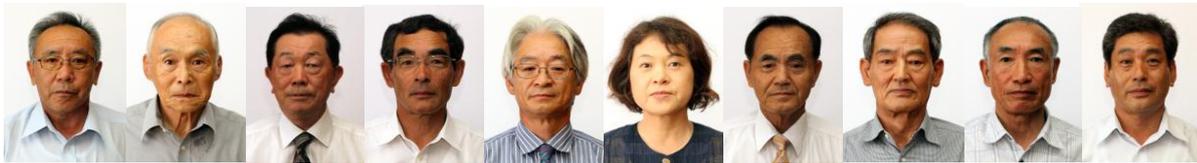
「農業委員会だより」が発刊されるにあたり一言ごあいさつ申し上げます。

市町合併から、はや五年と八カ月余りが経過いたしました。合併してからの三度目の改選となるわけですが、前回からの定数見直しにより、二六名から選挙での十三名へと、選任による六名の十九名へと削減されました。そして、今回は、新人の委員さんが五名誕生いたしました。再任の委員さんと共に地域農業の活性化に向けて頑張っていたいただきたいと思っております。また、勇退された委員の皆様方には、これまでの御苦労に対し、深く甚なる敬意を表しますとともに、今後とも本市の農業行政に対し、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

いま、全国的に話題となつていいる、耕作放棄地の多さが、まさにそれを物語っているかのようです。特に、本市のように中山間地・棚田が多い地域は例外でな

るところで、この先五年・十年後の農業は、どうなつていくか。悩みは尽きないところであり、す。それらの解消等に向けて、いる。それが、今年から新たに農業の将来ビジョンとして、人・農地・力の強い農業経営体の確保と農地の利用集積など、集落を抱える人と農地の課題の解決を図るため平成二五年度までに作成を目指しています。その中には、若い方に就農して頂くために、青年就農給付金や中心となる経営体に農地を提供して頂ける方々に、農地集積協力金の支援をする等が盛り込まれます。農業委員の皆様にも積極的に地域に於ける話し合い等に参加して頂き、いろいろと農地が果たす役割、それを農地法に基づいて守つていただければ、その大きな立場にあるのが農業委員の皆様であり、これまでの経験と知識だと思つて、これまでのところでおかれましては、定数の削減と改正農地法の施行による責務の増大により、大変かと思つております。向面会長を先頭に将来の地域づくり、活力ある農業の振興のため、より一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

農業委員紹介



石倉 稔 (門前町久川) 公選

谷内 吉夫 (小池町) 公選

永泉 志朗 (杉平町) 公選

山本 秀夫 (門前町東大町) 公選

上田 信江 (房田町) 公選

大村 正博 (門前町小山) 公選

森谷 正美 (町野町川西) 公選

向面 正一 (町野町寺地) 公選

田中 喜義 (白米町) 公選

新澤 晟 (三井町与呂見) 公選

表 庄三 (門前町井守上坂) 公選

岩坂 一明 (深見町) 公選

山崎 覺治 (門前町道下) 公選

東 克芳 (門前町田村) 市議会推薦

安 津久人 (石休場町) 土地改良区推薦

新谷 義治 (熊野町) おおぞら農協推薦

角 隆一 (町野町農協推薦)

松本 喜四志 (町野町曾々木) 農業共済推薦

漆谷 豊和 (三井町新保) 市議会推薦

(議席番号順)

◎ 農地に土砂を入れるには？ 農地改良(盛土・畑地転換)の届出が必要！

農地に土砂を入れる場合等は、農業委員会に届出をし承認を得なければなりません。届出には ① 届出は、所有者が自ら行う。(届出人欄。) ② 届出による盛土は、産業廃棄物その他、農地造成に不適切な土を使用しないものとする。(土砂搬入の前に、表土を一箇所に集めて土砂搬入後に、その表土を引きならすこと。) ③ かさ上げの限度は、安全性を考慮し原則として道路面までとする。 ④ 耕土は30センチ以上確保することとし、特に土質については、礫等が含まれていない土とする。 ⑤ 法面の勾配は、45°を基準とし、必要に応じて擁壁等を設置するものとする。 ⑥ 届出者本人は、農地改良に関し取り扱い基準を遵守し適正に耕作すること、農業委員会に迷惑を掛けないこと等を盛り込んだ誓約書を提出するものとする。 ⑦ 届出者本人は、隣地の所有者・耕作者からと地区農業委員・区長・生産組合・土地改良区から農地改良を行うことについての同意書を得るものとする。

◎ 農地を取得(農地法3条)する場合の下限面積表(平成24年10月1日現在)

	区域	面積		区域	面積		区域	面積
内 容	旧輪島町	20アール	内 容	旧鶴巣村	30アール	内 容	旧諸岡村	30アール
	旧町野町	40 "		旧南志見村	30 "		旧浦上村	30 "
	旧西保村	30 "		旧三井村	40 "		旧七浦村	30 "
	旧大屋村	30 "		旧門前町	30 "		旧本郷村	30 "
	旧河原田村	30 "		旧劔地村	40 "		旧黒島村	20 "

**農地を転用**するときには  
**農地法の許可**が必要です

- 農地は、大切な食料の供給基盤です
- 一度農地以外のものにされると元に戻すことは極めて難しいことから、転用は、計画的な土地利用のもとに適切に行われる必要があります
- 我が国の食料自給力を高めるとともに、次の世代の食料安全保障のためにも、みんなで優良な農地を守っていきましょう

「くろろうさまでした」

■ 退任農業委員(在籍期順)

松本 太郎三郎氏(一〇期) 谷内 公司郎氏(一期)

梅村 昭十郎氏(三期) 若松 勝治氏(二期)

谷内 正一氏氏(二期)

本市の農業振興発展にご活躍を賜り、お礼申し上げます。今後とも、地域農業振興のために、ご尽力くださるようお願いいたします。大変ご苦労さまでした。

**農家のための情報誌**  
**「全国農業新聞」の購読をあなたも**

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 600円(ひと月)
- 申込先 農業委員会事務局まで
- 連絡先 23-1191

# 地域農業の発展のために

## 人・農地プランを作成しよう

人・農地プランは人と農地の問題を解決するための  
未来の設計図です

### 1 地域の農業者の話し合いによって作成します。

- 地域における話し合いによって、**集落・地域ごと**に作成します。営農の実態に合わせてもっと広いエリアでもかまいません。
- 「人と農地の問題」を解決するため、次の事項を決定します。

- 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- 中心となる経営体へどうやって農地を集積するか
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生產品目、経営の複合化、6次産業化）をどうするか

- 現在、**認定農業者、法人、集落営農**など担い手がいる場合は、それら経営体の意向を確認したうえで地域の中心となる経営体としてプランを作成することが適当です。

人・農地プランの範囲は、集落や自治会等の営農活動の単位となるエリアが基本ですが、地域の实情に応じて複数集落やもっと広いエリア（小学校区、旧町村など）でも可能です。



市町村が人・農地プランを作成していることが要件になっています。

- **青年就農給付金（経営開始型）**
  - ・ 原則45歳未満で独立・自営就農する方に年間150万円を最長5年間支援します。
- **農地集積協力金**
  - ・ 中心となる経営体に農地を提供する方を支援します。
- **スーパーJ資金の金利負担軽減措置**
  - ・ 認定農業者が借り入れるときに、当初5年間を実質無利子化します。

### 2 人・農地プランを作成した後でも、必要な見直しができます。

- 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。
- 人・農地プランを作成した後でも、**必要なときに見直し**ができます。
  - 新規就農者が出てきたとき
  - 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
  - 引退を決意して農地集積協力金を受けようとするとき

例えば

### ◎ 農業委員会の「人・農地プラン」への取り組み

農業委員会は、地域の話し合いや検討会の参加そして、農地情報の提供など積極的な参画を行います。